5　新租税特別措置法施行令第二十七条の十三の規定の適用については、旧法人税法第五十八条の規定により新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十四項第一号ロの当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は同号ロに掲げる金額とみなし、旧法人税法第百四十二条第二項の規定により旧法人税法第五十八条の規定に準じて計算する場合に新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十五項第二号イの当該事業年度の同号イに規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は同号イに規定する損金の額に算入された金額とみなし、法人税法第百四十二条の十の規定により準じて計算する旧法人税法第百四十二条第二項の規定により旧法人税法第五十八条の規定に準じて計算する場合に同号ロの当該事業年度の同号ロに規定する国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は同号ロに規定する損金の額に算入された金額とみなす。

附則第四十六条第一項中「第二十八条の九第二十三項」を「第二十八条の九第二十二項」に改め、同条第二項中「租税特別措置法第二条第二項第二十七号に」を「新租税特別措置法第二条第二項第二十八号に」に改める。

附則第四十七条第八項を同条第九項とし、同条第二項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　新租税特別措置法施行令第三十二条の三第一項の規定の適用については、同項各号の中小企業事業再編投資損失準備金には、連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含むものとする。

附則第五十一条第九項中「同条第十三項及び第十四項」を「同条第十一項及び第十二項」に、「第三十九条の七第十四項」を「第三十九条の七第十二項」に、「第三十九条の七第十六項、第十七項及び第二十三項」を「第三十九条の七第十四項、第十五項及び第二十一項」に、「第三十九条の七第四十項」に、「第三十九条の七第十五項」を「第三十九条の七第四十二項」を「第三十九条の七第四十項」に、「第三十九条の七第四十三項」を「第三十九条の七第四十一項」に改め、同条第十項中「第三十九条の七第十三項第一号」を「第三十九条の七第十一項第一号」に、「第三十九条の七第十五項」に、「第三十九条の七第十六項第一号」を「第三十九条の七第十四項第一号」に、「第三十九条の七第二十一項」を「第三十九条の七第十九項」に、「第三十九条の七第二十二項に」を「第三十九条の七第二十項に」に、「第三十九条の七第二十二項第二号」を「第三十九条の七第二十項第二号」に、「第三十九条の七第二十三項に」を「第三十九条の七第二十一項に」に、「第三十九条の七第二十三項第二号」を「第三十九条の七第二十一項第二号」に、「第三十九条の七第二十四項各号」を「第三十九条の七第二十二項各号」に、「第三十九条の七第三十五項」を「第三十九条の七第三十三項」に、「第三十九条の七第三十六項」を「第三十九条の七第三十四項」に、「第三十九条の七第四十項」に、「第三十九条の七第四十三項」を「第三十九条の七第四十一項」に改め、同条第十二項中「第三十九条の七第三十四項」を「第三十九条の七第三十二項」に改め、同条第十三項中「第三十九条の七第三十三項」を「第三十九条の七第三十一項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十一項」に改める。

附則第五十二条の見出し中「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等」を「株式等を対価とする株式」に改め、同条中「第三十九条の十の三第二項第一号ロ」を「第三十九条の十の三第四項第一号ロ」に、「特別事業再編対象法人」を「株式交付子会社」に改める。

附則第五十六条の次に次の一条を加える。

（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置）

第五十六条の二　改正法附則第百二十七条の二第二項第三号に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　認定事業適応法人（新租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する認定事業適応法人をいう。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）の同項に規定する適用事業年度開始の日前に開始した連結事業年度で旧租税特別措置法第六十八条の九十六の二第一項の規定の適用を受けた各連結事業年度のうち最も新しい連結事業年度における各特例事業年度（同項第一号に規定する特例事業年度をいい、当該特例事業年度において生じた連結欠損金額のうちに超過控除対象額（同条第二項に規定する個別超過控除対象額をいう。以下この号において同じ。）がある場合における当該特例事業年度に限る。以下この号において同じ。）のうち最も新しい特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る超過控除対象額（以下この号及び次号において「最終超過控除対象額」という。）の計算の基礎となった同条第二項第二号ロ、ニ及びホに掲げる金額の合計額（最終超過控除対象額がない場合には、当該連結欠損金額に係る当該認定事業適応法人の個別超過控除対象額並びにその計算の基礎となった同号ロ及びニに掲げる金額の合計額）

ニ　イに掲げる金額にロに掲げる金額がハに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　最終超過控除対象額

ロ　最終超過控除対象額の計算の基礎となった前号の認定事業適応法人の旧租税特別措置法第六十八条の九十六の二第二項第二号に規定する控除した金額

ハ　最終超過控除対象額の計算の基礎となった旧租税特別措置法第六十六条の九十六の二第二項第二号に掲げる金額

2　改正法附則第二十条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第九項の規定の適用については、同項中「第五十七条第二項」とあるのは、「第五十七条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第一項」とする。

附則第六十条中「、第六十八条の十五の四第五項」を削り、「規定又は」を「規定、」に、「規定（」を「規定又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項の規定（」に改める。

附則第六十三条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「附則第六十三条第七項」を「附則第六十三条第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第二条第三項第三十六号」を「第二条第三項第三十四号」に、「同じ。」を「同じ。」において準用する旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八項」に、「第二十七条第七項に規定する」を「第二十七条第七項において準用する旧租税特別措置法第六十六条の七十八第八項に規定する」に、「第三十九条の七第二十六項第四号」を「第三十九条の七第二十四項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「改正法第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「及び「という。）を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「旧震災特例法第二十六条の二第一項若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二第一項の」を「旧震災特例法施行令第二十三条の四第一項各号に掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　改正法第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第十九条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合において、同条第三項の届出には、当該法人（当該法人が旧震災特例法第二条第三項第三十三号に規定する連結子法人であった場合には、当該法人との間に同項第十三号に規定する連結完全支配関係がある連結親法人）により行われた旧震災特例法第二十七条第三項の規定による同項の規定の適用を受ける旨の届出を含むものとする。

附則第六十三条第二項中「第二十三条の四第一項に規定する」を「第二十三条の四第一項各号に掲げる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二条第三項第十一号」を「第二条第三項第五号」に改め、「中小連結法人」の下に「連結親法人」を加え、「第二条第三項第十二号」を「第二条第三項第七号」に改め、「連結親法人」の下に「をいう。第五項において同じ。」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

改正法附則第百三十六条第一項の規定により改正法附則第二十二条第三項に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなされた金額がある場合における同項の災害損失欠損金額に係る旧法人税法施行令第百十六条第一項の規定の適用については、同項中「欠損金額の」とあるのは、「欠損金